初鹿浦信

第 196 号 令和4年10月吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

経営者

経理担当者

初鹿会計事務所(認定経営革新等支援機関)

∓400−0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL https://www.hatsushika-kaikei.com/

新型コロナウイルス関連情報 https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/

改正のお知らせ

①最低賃金の改定

各都道府県の最低賃金が令和4年10月より引き上げられました。

最低賃金額と発効年月日は都道府県ごとに異なりますので、下記 URL にてご確認ください。給与計算の際には ご注意ください。なお、山梨県の最低賃金は、令和4年10月20日(発効年月日)より898円(現行866円)に 引き上げられます。

https://pc.saiteichingin.info/

②雇用保険料率の変更

令和4年4月から事業主負担の保険料率が変更になりましたが、令和4年10月から労働者負担・事業主負担 の保険料率が変更になります。給与計算の際にはご注意ください。

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ ※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

③ 社会保険の適用範囲の拡大

令和4年10月より、パート・アルバイトなどの短時間労働者の社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入義務 が拡大されます。事業所規模と勤務期間が変更となりました。

また、令和6年10月には「101人以上の事業所であること」が「51人以上の事業所であること」に変更される予定 ですので、対象となる事業所様は加入対象者の把握、対象者へのご説明などのご準備をお願いします。

対象	要件	平成28年10月~(現行)	令和4年10月~(改正)	令和6年10月~(改正)
事業所	事業所の規 模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働 者	労働時間	1週の所定労働時間が20時間 以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される 見込み	継続して 2カ月を超えて 使用される 見込み	継続して 2カ月を超えて 使用される 見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

④ 産後パパ育休の創設、育児休業の分割取得

産後パパ育休(出生時育児休業)とは、男性育児休業の取得率の低さを改善することを目的として新設された制度で、**男性が子の生後8週間以内に4週間まで休業を取得できる**制度です。

また、育児休業制度についても改正があります。「**育休2分割」「育児休業開始日の柔軟化」「1歳以降の育休の再取得」**です。

「**育休2分割**」これまで男女とも原則1回しか取得できなかった育児休業が、業務都合や会社の状況を勘案しながら休業できるよう、子が1歳までの間に分割して2回取得できるようになりました。

「育児休業開始日の柔軟化」待機児童問題で育児休業を延長する必要がある場合、これまでは延長後の育休開始日は「1歳(1歳6ヵ月まで延長の場合)」または「1歳6ヵ月(2歳まで延長の場合)」時点に限定されていましたが、育休開始日の限定がなくなりました。

「1歳以降の育休の再取得」これまでいかなる理由でも育休の再取得が認められていませんでしたが、子が 1歳以降、特別な事情がある場合であれば再取得できるようになりました。

	育児休業制度	育児休業制度	産後パパ育休(R4.10.1~)
	(現行)	(R4. 10. 1∼)	育休とは別に取得可能
対象期間	原則子が1歳	原則子が1歳	子の出生後8週間以内に
取得可能日数	(最長2歳)まで	(最長2歳)まで	4 週間まで取得可能
申出期限	原則1か月前まで	原則1か月前まで	原則 休業の2週間前 まで
分割取得	原則分割不可	分割して2回取得可能	分割して2回取得可能
		(取得の際にそれぞれ申出)	(初めにまとめて申し出ることが必要)
休業中の就業	原則就業不可	原則就業不可	労使協定を終結している場合に限り、
			労働者が合意した範囲で休業中に就業
			することが可能
1歳以降の延長	育休開始日は1歳	育休開始日を柔軟化	
	1歳半の時点に限定		
1歳以降の再取得	再取得不可	特別な事情がある場合に	
		限り 再取得可能	

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。